

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……………22
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………23
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………24
- 北海道立美術館条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則……………25
- 定時制通信教育手当支給規則及び産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則……………27

告示

- 平成24年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日について……………28
- 平成24年度北海道立中等教育学校入学者選抜学力検査日について……………28
- 市町村立幼稚園の廃止の認可について……………28
- 市町村立幼稚園の廃止の認可について……………28
- 市町村立幼稚園の設置の認可について……………28
- 市町村立小学校の廃止について……………28
- 市町村立中学校の廃止について……………29
- 市町村立の小学校分校及び中学校分校の廃止について……………30
- 市町村立の小学校及び中学校の設置について……………30
- 市町村立の小学校分校及び中学校分校の設置について……………30
- 市町村立幼稚園の廃止について……………31
- 市町村立の小学校及び中学校の位置変更について……………31
- 市町村立幼稚園の設置者の変更について……………31
- 道指定天然記念物の指定の変更について……………31

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第2号）

- 1 趣旨
道立美術館の組織機構改正に伴い、生涯学習推進局文化・スポーツ課の事務を改めるほか、本庁及び教育局に新たな職を配置することから所要の規定を整備するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 道立三岸好太郎美術館を道立近代美術館の分館にすることに伴い、文化・スポーツ課の所掌事務について、所要の改正を行うこととした（第24条関係）。
 - (2) 本庁及び教育局に新たな職として専門幹を置くことに伴い、職員の職に関する規定について、所要の整備を行うこととした（第36条第1項第1号及び第2号の表関係）。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第3号）

- 1 趣旨
教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状「保健体育」の「教科に関する科目」の追加に伴い規定の整備を行うこととした（別表第1関係）。
 - (2) 高等学校教諭免許状「福祉」の「教科に関する科目」の追加に伴い規定の整備を行うこととした（別表第1関係）。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第4号）

- 1 趣旨
北海道立学校条例の一部改正に伴い高等学校の記載順を変更するとともに、北海道

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正等に鑑み、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道立学校条例の一部改正に伴い、高等学校の記載順を変更することとした(別表第3関係)。
- (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正等に鑑み、病気休暇で引き続き90日を超えて勤務しないものの承認は教育長が行うこととした(第34条関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆北海道立美術館条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則(教育委員会規則第5号)

1 趣旨

北海道立近代美術館と北海道立三岸好太郎美術館の運営一体化による北海道立美術館条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規則の所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道立近代美術館協議会と北海道立三岸好太郎美術館協議会を統合し、北海道立三岸好太郎美術館協議会を廃止することとした(第1条関係)。
- (2) 教育財産等の所属に関する規定を改めることとした(第2条関係)。
- (3) 北海道立三岸好太郎美術館を北海道立近代美術館の分館とし、両館の事業、組織の一体化及び所要の規定の整備を行うこととした(第3条及び第4条関係)。
- (4) 職員の週休日及び勤務時間の特例に関する規定を改めることとした(第5条関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆定時制通信教育手当支給規則及び産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則6号)

1 趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、学校職員が離職した場合の給料について日割りにより支給することとされたことから、定時制通信教育手当支給規則及び産業教育手当支給規則に係る規定の整備を行うこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 定時制通信教育手当支給規則
定時制通信教育手当は、給料の支給方法に準じて支給することとした(第4条関係)。
- (2) 産業教育手当支給規則
産業教育手当は、給料の支給方法に準じて支給することとした(第5条関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第2号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第24号中「、北海道立帯広美術館及び北海道立三岸好太郎美術館」を「及び北海道立帯広美術館」に改める。

第36条第1項第1号の表中	教育職員局課	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。
	学校教育局教育職員局	主幹	所掌事務を整理し、グループの事務をつかさどり、参事を

新しい高校づくり推進室	補佐する。
-------------	-------

事務職員 事務職員指導主事	を	学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務職
		課 教育職員局教職員事務センター	専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務を処理する。	
		学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室	主幹	所掌事務を整理し、グループの事務をつかさどり、参事を補佐する。	事務職指導主

員	に改め、同条第2号の表局の項中	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。
		主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
員事			

を	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	に改める。
	専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	

附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第3号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(3)中学校のキ 保健体育の表科目の項及び(4)高等学校のコ 保健体育の表科目の項中「体育社会学」の次に「、体育史」を加え、同表(4)高等学校のテ 福祉の表を次のように改める。

テ 福祉

科目	社会福祉学 (職業指導を含む。)	高齢者福祉、 児童福祉及び 障害者	社会福祉援助 技術	介護理論及び 介護技術	社会福祉総合 実習 (社会福祉援	人体構造及び 日常生活行動に 関す	加齢及び障害に 関する理解	自由選択科目
----	---------------------	-------------------------	--------------	----------------	------------------------	-------------------------	------------------	--------

最低修得 単位数		福祉			助実習 及び社 会福祉 施設等 におけ る介護 実習を 含む。)	る理解		
20	1	1	1	1	1	1	1	13
18	1	1	1	1	1	1	1	11
17	1	1	1	1	1	1	1	10
16	1	1	1	1	1	1	1	9
15	1	1	1	1	1	1	1	8
14	1	1	1	1	1	1	1	7
13	1	1	1	1	1	1	1	6
12	1	1	1	1	1	1	1	5
11	1	1	1	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	1	1	1	3
9	1	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	1	
6	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	
5	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	
4	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	
3	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	1又は 0	

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年 4 月 1 日以後に大学に入学した者以外の者であって、平成26年 3 月31日まで
に、この教育委員会規則による改正前の教育職員免許法施行細則第 4 条の規定の適用により福祉の教科について教育職員免許法別表第 3 に規定する高等学校教諭普通免許状に係る
所要資格を得た者は、この教育委員会規則による改正後の教育職員免許法施行細則第 4 条
の規定にかかわらず、当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 3 月29日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第 4 号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第34条第 2 項ただし書中「90日以上」を「90日を超えて」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第22条の 2 関係）

連 携 型 高 等 学 校 名	連 携 型 中 学 校 名
北海道鶴川高等学校	むかわ町立鶴川中学校
北海道長万部高等学校	長万部町立長万部中学校
北海道上川高等学校	上川町立上川中学校
北海道湧別高等学校	湧別町立上湧別中学校 湧別町立湧別中学校 湧別町立湖陵中学校
北海道鹿追高等学校	鹿追町立鹿追中学校 鹿追町立瓜幕中学校

北海道広尾高等学校	広尾町立広尾中学校 広尾町立豊似中学校
北海道羅臼高等学校	羅臼町立羅臼中学校 羅臼町立春松中学校

附 則

この教育委員会規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

北海道立美術館条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第 5 号

北海道立美術館条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則

(北海道立美術館協議会条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北海道立美術館協議会条例施行規則（昭和42年北海道教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、北海道立帯広美術館協議会及び北海道立三岸好太郎美術館協議会」を「及び北海道立帯広美術館協議会」に改める。

第 3 条中「、北海道立帯広美術館協議会又は北海道立三岸好太郎美術館協議会」を「又は北海道立帯広美術館協議会」に改める。

第 4 条中「、北海道立三岸好太郎美術館協議会の庶務は北海道立三岸好太郎美術館において」を削る。

(教育財産規則の一部改正)

第 2 条 教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「カ 道立三岸好太郎美術館」を削り、同表 3 の項中「及び道立三岸好太郎美術館」を削る。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第 3 条 北海道立美術館管理規則（平成 4 年北海道教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「近代美術館の部及び課」を「近代美術館の部、三岸好太郎美術館及び課」に改める。

第 3 条第 1 号ア中「近代美術」の次に「、三岸好太郎」を加え、同条第 3 号を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

職の置かれる組織	職員の職	職 務	職を占めるべき職員
館	館長	館務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	副館長	館長を助け、館務（美術に関する専門的事項を除く。）を整理する。	
	学芸副館長	館長を助け、館務のうち美術に関する専門的事項を整理する。	
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
部	部長	上司の命を受け、部の事務をつかさどる。	
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	
課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	
	副主幹	上司の命を受け、所掌事務を整理する。	
総務課 事業課	主査	上司の命を受け、課の事務のうち担任の事務をつかさどる。	
学芸第一課 学芸第二課 学芸第三課	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事	

		業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
部 課	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
総務課 事業課	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
総務課 事業課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
学芸第一課 学芸第二課 学芸第三課	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
総務課 事業課	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
北海道立三岸好太郎 美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

第5条第1項第3号を削る。

「第1節 近代美術館の部及び課」を「第1節 近代美術館の部、三岸好太郎美術館及び課」に改める。

第6条の見出し中「部」の次に「及び三岸好太郎美術館」を加え、同条中「学芸部」の次に「並びに北海道立三岸好太郎美術館（以下「三岸好太郎美術館」という。）」を加える。

第7条第3号中「保存すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第4号から第6号までの規定中「処理すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第7号及び第8条中「関すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第10号中「頒布すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第13号及び第14号中「関すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第15号及び第16号中「学芸部」の次に「及び三岸好太郎美術館」を加える。

第8条第2号及び第3号中「関すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するも

のを除く。)]を加え、同条第4号から第6号までの規定中「行うこと」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。)]を加え、同条第7号から第11号までの規定中「関すること」の次に「(三岸好太郎美術館の所掌に属するものを除く。)]を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(三岸好太郎美術館)

第8条の2 三岸好太郎美術館においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三岸好太郎美術館が行う事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 第7条第3号から第6号まで、第8号、第10号及び第13号から第15号までに掲げる事務のうち、三岸好太郎美術館に関すること。
- (3) 主として三岸好太郎に関する作品その他の資料の収集、保管及び展示に係る専門的な事項に関すること。
- (4) 前条第2号から第10号までに掲げる事務のうち、三岸好太郎美術館に関すること。
- (5) その他三岸好太郎美術館に関すること。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (3) 北海道立三岸好太郎美術館長の印
- 別表に次のように加える。

北海道立三岸好太郎美術館長の印	20ミリメートル平方	近代美術館	1
-----------------	------------	-------	---

別記様式中2の次に次の1様式を加える。

- 3 北海道立三岸好太郎美術館長の印

北海道立 三岸好太郎 美術館長

備考 1 刻字は、篆書とする。

2 大きさは20mm平方とする。

(北海道立美術館利用規則の一部改正)

第4条 北海道立美術館利用規則(平成4年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「北海道立三岸好太郎美術館(以下「三岸美術館」という。)を除く」及び「(三岸美術館の館長を除く。以下同じ。)]」を削る。

(北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部改正)

第5条 北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則(平成4年北海道教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、北海道立帯広美術館及び北海道立三岸好太郎美術館」を「及び北海道立帯広美術館」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

定時制通信教育手当支給規則及び産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第6号

定時制通信教育手当支給規則及び産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則

(定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第1条 定時制通信教育手当支給規則(昭和35年北海道教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

(産業教育手当支給規則の一部改正)

第2条 産業教育手当支給規則(昭和35年北海道教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第18号

平成24年度の北海道立高等学校の入学者選抜学力検査日は、平成24年3月6日（火曜日）とする。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会告示第19号

平成24年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成24年1月7日（土曜日）とする。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会告示第20号

次の市町村立幼稚園の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年3月3日付けで、認可した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
今 金 町	今金町立今金幼稚園	平成23年3月31日	園児の減少による廃止

北海道教育委員会告示第21号

次の市町村立幼稚園の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年3月7日付けで、認可した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
当 別 町	当別町立当別幼稚園	平成23年3月31日	施設老朽化による廃止

北海道教育委員会告示第22号

次の市町村立幼稚園の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年3月10日付けで、認可した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	位 置	幼児定員	設置の時期
新冠町	新冠町立認定こども園 ド・レ・ミ	新冠郡新冠町字東町 18番地の2、3、4、 10の内	3歳児 40人 4歳児 40人 5歳児 40人 計 120人	平成23年4月1日

北海道教育委員会告示第23号

次の市町村立の小学校の廃止の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づき、受理した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
夕 張 市	夕張市立夕張小学校	平成23年3月31日	ゆうばり小学校への統合による 廃止
	夕張市立若葉中央小学校	平成23年3月31日	
	夕張市立清水沢小学校	平成23年3月31日	
	夕張市立緑小学校	平成23年3月31日	
	夕張市立のぞみ小学校	平成23年3月31日	
	夕張市立滝の上小学校	平成23年3月31日	
美 唄 市	美唄市立東栄小学校	平成23年3月31日	東小学校への統合による廃止
芦 別 市	芦別市立緑ヶ丘小学校	平成23年3月31日	芦別小学校への統合による廃止
三 笠 市	三笠市立美園小学校	平成23年3月31日	三笠小学校への統合による廃止

	三笠市立新幌内小学校	平成23年3月31日	
	三笠市立幾春別小学校	平成23年3月31日	
札幌市	札幌市立もみじ台小学校	平成23年3月31日	もみじの丘小学校及びもみじの森小学校への統合による廃止
	札幌市立みずほ小学校	平成23年3月31日	
	札幌市立もみじ台南小学校	平成23年3月31日	
	札幌市立もみじ台西小学校	平成23年3月31日	
	札幌市立東米里小学校	平成23年3月31日	
仁木町	仁木町立大江小学校	平成23年3月31日	仁木小学校への統合による廃止
室蘭市	室蘭市立常盤小学校	平成23年3月31日	武揚小学校への統合による廃止
厚真町	厚真町立富野小学校	平成23年3月31日	厚真中央小学校及び上厚真小学校への統合による廃止
	厚真町立軽舞小学校	平成23年3月31日	
平取町	平取町立荷負小学校	平成23年3月31日	貫気別小学校への統合による廃止
様似町	様似町立鶴苦小学校	平成23年3月31日	様似小学校への統合による廃止
新ひだか町	新ひだか町立延出小学校	平成23年3月31日	三石小学校への統合による廃止
	新ひだか町立鳧舞小学校	平成23年3月31日	
	新ひだか町立本桐小学校	平成23年3月31日	
	新ひだか町立歌笛小学校	平成23年3月31日	
	新ひだか町立川上小学校	平成23年3月31日	
函館市	函館市立木直小学校	平成23年3月31日	磨光小学校への統合による廃止
木古内町	木古内町立鶴岡小学校	平成23年3月31日	木古内小学校への統合による廃止
八雲町	八雲町立大関小学校	平成23年3月31日	八雲小学校への統合による廃止
乙部町	乙部町立姫川小学校	平成23年3月31日	乙部小学校への統合による廃止
せたな町	せたな町立太櫓小学校	平成23年3月31日	児童皆無による廃止
	せたな町立二俣小学校	平成23年3月31日	
	せたな町立左股小学校	平成23年3月31日	
留萌市	留萌市立三泊小学校	平成23年3月31日	港北小学校への統合による廃止
浜頓別町	浜頓別町立宇曾丹小学校	平成23年3月31日	浜頓別小学校への統合による廃止
北見市	北見市立大和小学校	平成23年3月31日	温根湯小学校への統合による廃止
紋別市	紋別市立沼ノ上小学校	平成23年3月31日	南丘小学校への統合による廃止
	紋別市立中渚滑小学校	平成23年3月31日	
清里町	清里町立江南小学校	平成23年3月31日	清里小学校への統合による廃止
	清里町立新栄小学校	平成23年3月31日	
置戸町	置戸町立勝山小学校	平成23年3月31日	置戸小学校への統合による廃止
遠軽町	遠軽町立支湧別小学校	平成23年3月31日	白滝小学校への統合による廃止
大樹町	大樹町立中島小学校	平成23年3月31日	大樹小学校への統合による廃止
広尾町	広尾町立広尾第二小学校	平成23年3月31日	広尾小学校への統合による廃止

北海道教育委員会告示第24号

次の市町村立の中学校の廃止の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づき、受理した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名称	廃止の時期	廃止の理由
三笠市	三笠市立三笠中央中学校	平成23年3月31日	三笠中学校への統合による廃止
札幌市	札幌市立東米里中学校	平成23年3月31日	米里中学校への統合による廃止
江別市	江別市立江北中学校	平成23年3月31日	江別第三中学校への統合による廃止
室蘭市	室蘭市立鶴ヶ崎中学校	平成23年3月31日	翔陽中学校への統合による廃止
	室蘭市立東中学校	平成23年3月31日	
浜頓別町	浜頓別町立下頓別中学校	平成23年3月31日	浜頓別中学校への統合による廃止
帯広市	帯広市立帯広第三中学校	平成23年3月31日	翔陽中学校への統合による廃止

帯広市立帯広第六中学校 | 平成23年3月31日 |

北海道教育委員会告示第25号

次の市町村立の小学校分校及び中学校分校の廃止の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第4号の規定に基づき、受理した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
札幌市	札幌市立東米里小学校 ひまわり分校	平成23年3月31日	東米里小学校の廃止に伴う廃止
	札幌市立東米里中学校 ひまわり分校	平成23年3月31日	東米里中学校の廃止に伴う廃止

北海道教育委員会告示第26号

次の市町村立の小学校及び中学校の設置の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づき、受理した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	位 置	設置の時期	設置の理由
夕張市	夕張市立ゆうばり小学校	夕張市清水沢 清陵町14番地	平成23年4月1日	夕張小学校、若菜中央小学校、清水沢小学校、緑小学校、のぞみ小学校及び滝の上小学校の統合に伴う新設
札幌市	札幌市立もみじの丘小学校	札幌市厚別区 もみじ台東4丁目	平成23年4月1日	もみじ台小学校、みずほ小学校、もみじ台南小学校及びもみじ台西小学校の統合に伴う新設
	札幌市立もみじの森小学校	札幌市厚別区 もみじ台西3丁目	平成23年4月1日	
室蘭市	室蘭市立翔陽中学校	室蘭市東町5丁目11番1号	平成23年4月1日	鶴ヶ崎中学校及び東中学校の統合に伴う新設
帯広市	帯広市立翔陽中学校	帯広市東6条南12丁目2番地	平成23年4月1日	帯広第三中学校及び帯広第六中学校の統合に伴う新設

北海道教育委員会告示第27号

次の市町村立の小学校分校及び中学校分校の設置の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第4号に基づき、受理した。

平成23年3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	位 置	設置の時期	設置の理由
札幌市	札幌市立桑園小学校 ひまわり分校	札幌市中央区 北11条西13丁目	平成23年4月1日	東米里小学校ひまわり分校の廃止に伴う新設
	札幌市立陵北中学校 ひまわり分校	札幌市中央区 北11条西13丁目	平成23年4月1日	東米里中学校ひまわり分校の廃止に伴う新設
北広島市	北広島市立西の里小学校 陽香分校	北広島市西の里1015番地	平成23年4月1日	道立向陽学院の入所者の就学のための新設

北海道教育委員会告示第28号

次の市町村立の幼稚園の廃止の届出は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第4項の規定に基づき、受理した。

平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名称	廃止の時期	廃止の理由
札幌市	札幌市立すずらん幼稚園	平成23年 3月31日	募集停止に伴う廃止
	札幌市立らいらっく幼稚園	平成23年 3月31日	

北海道教育委員会告示第29号

次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号に基づき、受理した。

平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
広尾町	広尾町立 広尾小学校	平成23年 4月 1日	広尾郡広尾町 西4条9丁目 2番地	広尾郡広尾町 公園通南4丁 目9番地	広尾町立広尾 第二小学校校 舎の転用に伴 う移転
沼田町	沼田町立 沼田中学校	平成23年 1月 1日	雨竜郡沼田町 南1条1丁目 8番19号	雨竜郡沼田町 西町1番9号	旧北海道沼田 高等学校校舎 の転用に伴う 移転
室蘭市	室蘭市立 蘭東中学校	平成23年 1月13日	室蘭市中島本 町1丁目8番 5号	室蘭市知利別 町1丁目11番 30号	改修工事完了 に伴う移転
せたな町	せたな町立 大成中学校	平成23年 4月 1日	久遠郡せたな 町大成区都 366番地	久遠郡せたな 町大成区都 421番地	旧北海道大成 高等学校校舎 の転用に伴う 移転

北海道教育委員会告示第30号

次の市町村立の幼稚園の設置者の変更の届出は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第4項の規定に基づき、受理した。

平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

旧設置者	旧名称	新設置者	新名称	変更の時期	変更の理由
札幌市	札幌市立すみかわみなみ幼稚園	学校法人 札幌北学園	そらいろ幼稚園	平成23年 4月 1日	学校法人への 施設及び運営 権の移譲に伴 う設置者変更
	札幌市立東橋幼稚園	学校法人 北邦学園	東橋いちい幼稚園	平成23年 4月 1日	

北海道教育委員会告示第31号

平成6年6月3日付け北海道教育委員会告示第51号（道指定天然記念物の指定）の一部を次のとおり変更した。

平成23年 3月29日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

- 1 名称
レブンアツモリソウ群生地
- 2 変更内容
別記2の3を次のように改める。
- 3 所在地 礼文郡礼文町大字船泊村
 - ア 字鉄府国有林第159林班ニホへ小班
 - イ 字テフ子フ910番地
 - ウ 字テフ子フ河川敷地のうち国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）による第XⅡ座標系を基準とする環17

地点（X=158,978.406メートル、Y=マイナス98,155.997メートル）、環18地点（X=158,986.410メートル、Y=マイナス98,127.971メートル）、環17-1地点（X=158,991.057メートル、Y=マイナス98,150.649メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲
 エ 字テフ子フ333番地のうち国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）による第XⅡ座標系を基準とする環18地点（X=158,986.410メートル、Y=マイナス98,127.971メートル）、環19地点（X=158,986.410メートル、Y=マイナス98,127.971メートル）環20地点（X=159,028.412メートル、Y=マイナス98,122.444メートル）、環17-1地点（X=158,991.057メートル、Y=マイナス98,150.649メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲

	「イ 国有地	46,146.344平方メートル
同5中「イ 国有地 4.5ヘクタール」を	ウ 河川敷地	155.876平方メートル
	エ 原野	719.695平方メートル」

に改める。

	「イ 国有地	環境省	
同6中「イ 国有地 大蔵省」を	ウ 河川敷地	礼文町	に改める。
	エ 原野	福井サツ子」	

3 変更理由

指定区域の実測による地籍の修正

4 変更年月日

平成23年3月29日